

随意契約理由書

(件 名) 中野新町地内φ150 緊急修繕工事その 1

令和 6 年 8 月 21 日 (水) 23 時 40 分頃に、大東四條畷消防署より中野新町 11-35 四條畷市市立福祉コミュニティーセンター前で水が噴き、道路が陥没していると通報があり、職員が現地確認したところ、水道管破損漏水による道路陥没もあり緊急修繕が必要であることが判明した。

このため、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規程により、随意契約とする。

比較見積り省略理由書

本工事については、緊急で着手可能な業者を確認した結果、最短で着手可能と回答があった(株)平井水道工業に緊急修繕を依頼することとする。

よって以上の理由から、大阪広域水道企業団契約規程運用第 13 条関係第 1 項第 7 号に該当するため、比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

（工事名） 検定満期量水器取替工事その 2 （単価契約）

本件は、計量法施行令第 18 条の規定に基づき四條畷水道センター管内の検定満期量水器取替工事であり、住宅や店舗など水道使用者の敷地内に立ち入り、量水器の取替及び排泥作業を行うものである。

ついては、量水器の取替後に漏水等が発生した場合に速やかに修繕に赴くなど、あらゆる事態に対応できる体制が必要である。また、量水器の取替予定件数が多く管内全体に点在し、指定期間内に取替を実施するためには、単独の事業者では困難であり、管内の地理等を熟知し、かつ、技術的経験もしくは同工事の施工実績を有していることが必要不可欠である。

以上の理由により、管内に事業所を置いている複数の業者で構成されている四條畷市プラマー事業協同組合が唯一その要件を満たしており、確実な工事の達成を見込むことができる事業者である。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により四條畷市プラマー事業協同組合と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) ポンプ設備補修工事

本件は、第 1 中継ポンプ場ほかに設置しているポンプ設備について補修を行うものである。

本補修の対象であるポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社西島製作所大阪支店一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社西島製作所大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により、比較見積りを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 田原低区配水池ほか 伝送設備等更新工事

本工事は、田原低区配水池ほかに設置している伝送設備等の更新を行うものである。

本工事の対象である伝送設備及び監視制御設備については、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、更新工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事が可能な者は、本設備を設計・製作したメタウォーター株式会社関西営業部一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、メタウォーター株式会社関西営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により、比較見積りを省略する。